

大和市監査委員告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年4月27日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査（大和市監査基準に準拠して実施）
- 2 監査対象 政策部
- 3 監査対象期間 平成31年4月～令和2年3月
- 4 監査年月日 令和2年4月27日
- 5 監査の方法 この監査は、政策部（政策総務課、総合政策課、財政課、行政改革推進課、情報政策課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 基金管理に関する事務
  - (5) 備品管理に関する事務
  - (6) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
  - (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (8) 市債台帳の整理に関する事務
- 6 主な着眼点
  - ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
  - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
  - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
  - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか
- 7 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(政策総務課)

収入調定に関する事務において、調定金額を誤り、その修正が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。